

## 化学災害・テロ対策に関する検討会 開催要綱

## 1 目的

近年、国際テロリズムが拡大し、大規模イベント等を標的としたテロ事案が国際的に発生している中、こうした事案に対する公衆衛生対策や被害者等の医療の対応は喫緊の課題となっている。そこで、化学災害・テロによる健康危機事案に対する公衆衛生及び医療の備え、さらに事案発生時の対応に関する技術的事項を検討するため、化学災害・テロ対策に関する検討会(以下「本検討会」という。)を開催する。

## 2 本検討会の検討事項

化学災害・テロによる健康危機事案への備えや事案発生時の公衆衛生及び医療の対応に関する技術的事項(特に、大規模イベント等、テロ事案の発生の蓋然性の高まる状況における化学テロに対する公衆衛生及び医療の備えに関する技術的事項)について検討する。

## 3 本検討会の構成等

- (1) 厚生労働省大臣官房厚生科学課長(以下、「厚生科学課長」という。)は、本検討会を開催するにあたり、別紙に定める構成員を参集する。なお、構成員については、本検討会の検討事項に関わる専門領域が多岐に及ぶことに鑑み、検討事項に応じて適宜変更を行うものとする。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は本検討会の議事を整理する。座長は厚生科学課長が選任する。
- (3) 厚生科学課長は、必要に応じて、本検討会に参考人を招致することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係府省庁等からオブザーバーを置くことができる。

## 4 その他

- (1) 本検討会は、原則非公開とし、議事録を公開する。ただし、安全保障上の観点から議事録の公開が不相当と考えられる場合及び座長が本検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 本検討会の構成員、参考人及びオブザーバーは、本検討会において、非公開となる議事について議論した内容を他言してはならず、守秘する義務を負う。
- (3) 本検討会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室が行う。
- (4) この開催要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に必要な事項は、厚生科学課長が定める。

## 附則

本開催要項は令和元年9月5日から施行する。

## 化学災害・テロ対策に関する検討会 構成員名簿

| 氏名                    | 所属                               |
|-----------------------|----------------------------------|
| あなん ひであき<br>阿南 英明     | 藤沢市民病院 副院長                       |
| いだ まこと<br>井田 良        | 中央大学大学院法務研究科 教授                  |
| いのうえ ゆうすけ<br>井上 悠輔    | 東京大学医科学研究所公共政策研究分野 准教授           |
| こいど ゆういち<br>小井土 雄一    | 独立行政法人国立病院機構災害医療センターDMAT事務局 事務局長 |
| こが たかし<br>古賀 崇司       | 東京消防庁警防部特殊災害課 課長                 |
| さいとう ともや<br>齋藤 智也     | 国立保健医療科学院健康危機管理研究部 上級主任研究官       |
| しまづ たけし<br>○ 嶋津 岳士    | 大阪大学大学院医学系研究科生体統御医学講座救急医学 教授     |
| しょうだい そういち<br>正代 莊一   | 北九州市消防局警防部警防課 課長                 |
| たきざわ ひでゆき<br>瀧澤 秀行    | 東京消防庁救急部 副参事（救急対策担当）             |
| たけうち いちろう<br>竹内 一郎    | 横浜市立大学大学院医学研究科救急医学 主任教授          |
| ひぐち のりお<br>樋口 範雄      | 武蔵野大学法学部法律学科 特任教授                |
| みずぐち やすのり<br>水口 靖規    | 防衛省統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官（衛生） 一等陸佐  |
| みやぐち はじめ<br>宮口 一      | 科学警察研究所法科学第三部化学第五研究室 室長          |
| やました こういちろう<br>山下 浩一郎 | 海上保安庁警備救難部救難課 医療支援調整官            |

○ 座長

（令和元年9月5日現在 五十音順 敬称略）